

平成14年6月7日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

交通信号機にかかる保守業務委託契約及び設置工事契約に
談合等の違法・不当な行為があるとしその損害の補てん等
必要な措置を求める住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

三鷹市 今 井 亮 一

2 請求書の提出

平成14年4月4日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 事実証明書として添付した雑誌記事（以下「雑誌記事」という。）によると、交通信号機の保守業務は、「株式会社東管」（旧社名は「東京交通管制施設サービス株式会社」）が、1970年から約30年間にわたり随意契約で独占してきたそうである。

イ 警察OBを多数抱えた同社には、社員が30人ほどしかいないとのことで、これでは、都内の多数の信号機（2000年12月末現在では14,463か所）を自社社員で保守できるはずがなく、実際の仕事は下請けに丸投げしていたとしか考えられない。また、同保守業務は1999年からは入札になったものの、談合の疑いがきわめて濃厚である。

ウ また、信号機の設置等の工事については、本年2月28日には公正取引委員会が立ち入り検査に入った。事実証明書として添付した入札経過調書及び入札状況一覧からも談合の形跡は明らかである。

エ 東京都の財政はひっ迫しているそうであるが、外形標準課税やホテル税などを新しく設けるなどする前に、交通信号機にかかる年間20～25億円もの税

金が上記のような丸投げや談合のもとにあり続けているという不正な状態を正し、これにより無駄な支出を抑制することが先決ではないか。不正な支出のために新たな税金を設けるなら、それはおかしな話である。加えて、交通の安全・円滑を図るための信号機が、そうした利権の手段に墮しては、交通の安全・円滑はどうなってしまうのかという、大きな不安もある。

オ なお、本請求にかかる公金の支出は1年以上前のものも含まれるが、2001年10月1日まで警察は情報公開条例の対象外となっており、請求者は雑誌記事によってしか知るすべはなかった。

(2) 措置要求

交通信号機の保守業務及び設置等の工事にかかる契約について調査し、丸投げや談合があったと認められたときは、関与した者らに対し、東京都に与えた損害を賠償させる等、必要な措置を講ずるよう請求する。

4 請求の要件審査

本件請求のうち、平成12年度及び平成13年度の交通信号制御施設等保守業務委託年間契約並びに平成12年度及び平成13年度の交通信号機にかかる工事請負契約（平成12年4月28日～平成13年10月19日に入札を行ったもの。）にかかる支出については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

なお、平成12年度の交通信号制御施設等保守業務委託年間契約及び交通信号機にかかる工事請負契約の平成12年度分にかかる支出については、1年を経過しているものがあるが、請求期間を経過したことの請求人の主張には、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるものと認めた。

平成10年度以前の交通信号制御施設等保守業務委託年間契約について、受託業務が下請業者に丸投げされていたとの主張及び平成11年度における交通信号制御施設等保守業務委託年間契約の入札について談合の疑いがあるとの主張は、いずれも憶測に基づくものにすぎず、法第242条に定める財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。このため、平成11年度以前の交通信号制御施設等保守業務委託年間契約にかかる支出については、監査を実施しないこととした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成12年度及び平成13年度の交通信号制御施設等保守業務委託年間契約（以下「本件保守契約」という。）並びに平成12年度及び平成13年度の交通信号機にかかる工事請負契約（平成12年4月28日～平成13年10月19日に入札を行ったもの。以下「本件工事契約」という。）にかかる支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

警視庁を監査対象とした。

また、公正取引委員会並びに本件保守契約及び本件工事契約の入札参加者のうち7社に対し、関係人調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき、平成14年4月23日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨の補足を行い、事実証明書として、「交通信号機移設工事等の入札経過調書（平成12年4月28日～平成13年10月19日入札を行ったもの）」の写し外6件を提出した。

平成14年4月30日、請求人は、さらに、事実証明書として、「平成12年度交通信号制御施設等保守業務委託年間契約委託契約書」の一部の写し（4件分）外2件を提出した。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件保守契約の内容について

交通信号機の保守管理業務は、都内を4地域に分けて地域ごとに業者に委託しており、指名競争入札により契約を締結している。保守管理業務の内容は、定期点検、運転監視及び電球交換・灯器清掃業務である。

本件保守契約の概要については、表1のとおりである。

なお、東京交通管制施設サービス株式会社は、平成12年10月12日に株式会社東管に社名変更した。

(表1) 本件保守契約の概要

		第一、第三及び第四方面区の署が管轄する地域	第二方面区の署が管轄する地域	第五、第六、第七及び第十方面区の署が管轄する地域	第八及び第九方面区の署が管轄する地域
12年度	契約金額	803,250,000円	191,079,000円	819,000,000円	667,800,000円
	契約業者	東京交通管制施設サービス(株)	ミナモト通信(株)	三球電機(株)	光進電機(株)
13年度	契約金額	762,300,000円	187,362,000円	819,000,000円	677,250,000円
	契約業者	(株)東管	ミナモト通信(株)	三球電機(株)	光進電機(株)

(注1) 方面区とは、警視庁組織規則(昭和47年東京都公安委員会規則第2号)第81条第1項で規定するもので、各方面区の担当地区は、同規則別表第7のとおりである。

(注2) 第十方面区は、平成12年10月12日、第五方面区から分離したものである。

(2) 本件工事契約の内容について

ア 本件工事契約にかかる工事の種類は次のとおりである。

新設工事

信号機を新たに設置する工事。

改良工事

交通実態等に合わせて既設の信号機に改良を加えたり、新たな装置を付加し

たりする工事。

更新工事

耐用年数が経過し、老朽化した信号機等を新しいものと交換する工事。

移設工事

道路の拡幅及び改良等に伴い、既設の信号機を移動する工事。

イ 本件工事契約は、指名競争入札により契約を締結しており、工事種類別の件数及び金額は、表2のとおりである。

(表2) 本件工事契約の工事種類別の件数及び金額

	平成12年度		平成13年度	
	件数(件)	契約金額(円)	件数(件)	契約金額(円)
新設	47	340,767,000	28	219,418,500
改良	46	269,430,000	27	285,064,500
更新	111	1,668,009,000	52	791,731,500
移設	65	358,449,000	30	161,626,500
合計	269	2,636,655,000	137	1,457,841,000

2 監査対象局の説明

(1) 本件保守契約の契約手続について

ア 予定価格の決定について

警視庁総務部用度課(以下「用度課」という。)は、本件保守契約の予定価格の決定に当たり、事業執行課である警視庁交通部交通管制課(以下「交通管制課」という。)が積算した契約目途額を精査することによって、予定価格を決定したものである。

なお、用度課積算担当者が作成した予定価格書は、用度課課長代理(契約担当)によって積算資料と共に入札日まで施錠された書庫に保管されており、入札日に用度課長によって予定価格が決定された後、用度課積算担当者によって直ちに封書にしている。

イ 指名業者の選定について

用度課は、本件保守契約の指名業者の選定に当たり、東京都の競争入札参加有資格者のうち、物品買入れ等の「街灯・信号保守」又は建設工事等の「陸上信号機」に業種登録している者の中から、「東京都物品買入れ等指名競争入札

参加者指名基準」に基づいて指名業者を選定した案を作成し、用度課の指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮り、その審議をもって指名業者を選定したものである。

(2) 本件工事契約の契約手続について

ア 予定価格の決定について

用度課は、本件工事契約の予定価格の決定に当たり、事業執行課である交通管制課が積算した契約目途額を精査することによって、予定価格を決定したものである。

なお、用度課積算担当者が作成した予定価格書は、用度課課長代理（契約担当）によって積算資料と共に入札日まで施錠された書庫に保管されており、入札日に用度課長によって予定価格が決定された後、用度課積算担当者によって直ちに封書にしている。

イ 指名業者の選定について

用度課は、本件工事契約の指名業者の選定に当たり、東京都の競争入札参加有資格者のうち、建設工事等の「陸上信号機」又は「電話・通信」に業種登録している者の中から、「東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準」に基づいて指名業者を選定した案を作成し、選定委員会に諮り、その審議をもって指名業者を選定したものである。

(3) 談合防止対策について（平成13年10月19日まで）

ア 入札説明会及び入札における対策

用度課は、入札説明会及び入札の実施前に、警視庁内において各業者が顔を合わせる機会をなくすため、各業者ごとに来庁時間を指定し、その時間前には、庁舎内に立ち入ることができないようにしていた。

また、入札説明会においては、どの業者がどの案件に指名されたのかを明らかにしないため、入札に関する説明は、複数案件をまとめて行うとともに、仕様書等の配付に際しては、業者名を呼び上げることなく、机の上に置かれた業者の名刺を確認しながら行っていた。

さらに、入札においては、初度入札の入札書は、直前の書換え防止の観点から、封筒に入れ、登録印で封印したもの以外は認めていない（工事請負等指名競争入札参加者心得第10条）。

イ 工事予定価格の事後公表による対策

平成10年5月15日、東京都財務局長から「入札・契約手続の透明性をより一層向上させるため、工事案件の予定価格の事後公表を実施する」旨の通知を受けたことから、警視庁においても、入札を実施した予定価格が250万円以上の工事については、平成10年7月から予定価格の事後公表として、予定価格を記入した入札経過調書の閲覧を実施している。

ウ 契約条項による対策

用度課は、本件保守契約を締結するに当たり、「不正行為による契約解除」の条項が盛り込まれた標準契約書を使用していた。

さらに、平成13年5月1日から談合等の不正行為の排除を徹底するため、標準契約書に「談合が明らかになった場合の契約の解除」及び「賠償の予定」の条項が新たに盛り込まれたことから、用度課は、以後の工事請負契約、委託契約等について、それぞれの標準契約書を使用している。

以上のように、本件保守契約及び本件工事契約は、いずれも法令・規則等に基づいた業者の選定、入札を行い、かつ、警視庁として取り得べき談合防止対策を行っていたものである。

3 判断

以上のような事実関係及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

本件請求において請求人は、本件保守契約及び本件工事契約について談合により不適正な価格で契約が締結されており、これらの契約にかかる支出が違法・不当であるとして、損害補てん等の必要な措置を求めているものと解されるので、以下、談合行為の存在について判断する。

(1) 本件保守契約及び本件工事契約の入札・契約手続について、監査対象局に対して事情聴取及び起工書、予定価格書等の関係書類の調査を行ったところ、

交通管制課が積算した契約目途額を踏まえ、用度課長が予定価格を決定していたこと。

都の競争入札参加有資格者名簿の中から指名業者を選定し、選定委員会に諮

り、用度課長等が決定していたこと。

平成10年7月から工事予定価格の事後公表を行うとともに、「談合が明らかになった場合の契約の解除」等の条項が盛り込まれた標準契約書を使用するなどの談合防止策を講じていたこと。

の事実を確認した。

したがって、入札・契約手続は法令に基づき適正に行われ、談合防止策も適切に実施されていることから、談合行為の存在を疑わせるに足る事実を認めることはできなかった。

(2) 本件保守契約及び本件工事契約について、入札参加者のうち7社に対し関係人調査を行い、事実関係の確認を行ったところ、談合行為の存在を疑わせるに足る事実を認めることはできなかった。また、7社とも談合行為を否定している。

(3) 信号機の設置工事に関する談合の疑いで公正取引委員会が関係各社に対して、平成14年2月28日に立ち入り検査を行ったとの新聞報道について、平成14年5月10日、公正取引委員会に対し関係人調査を行ったところ、新聞報道については否定しなかったものの現に審査中の案件について具体的なことは答えられないとの回答であった。なお、本件保守契約及び本件工事契約について、現時点では公正取引委員会の排除勧告は出されていない。

以上のことから、現時点においては、本件保守契約及び本件工事契約について、談合行為の存在を確認できなかった。

なお、本件工事契約の平均落札率は、平成12年度分が97.3%、平成13年度分が、97.0%であるが、落札率が高いことと談合行為との関係については、平成12年6月8日の津地裁判決において、談合行為の有無にかかわらず、一般的に入札参加者は高額での落札を望むから、落札価格が予定価格に近いこと自体が談合行為の存在を示すものではないと判示されており、落札率が高いことをもってただちに談合行為の存在を推定できるものではない。

したがって、現時点においては、本件保守契約及び本件工事契約にかかる支出が違法・不当であるとの判断をすることはできない。

よって、請求人の主張には理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書）

東京都職員措置請求書

請求の要旨

別添の雑誌記事によると、交通信号機の保守業務は、「株式会社東管」（旧社名は「東京交通管制施設サービス株式会社」）が、1970年から約30年間にわたり随意契約で独占してきたそうです。警察OBを多数抱えた同社には、社員が30人ほどしかいないとのことで、これでは、都内の多数の信号機（2000年12月末現在では1万4463か所）を自社社員で保守できるはずがなく、実際の仕事は下請けに丸投げしていたとしか考えられません。また、同保守業務は1999年からは入札になったものの、談合の疑いがきわめて濃厚です。また、信号機の設置等の工事については、本年2月28日には公正取引委員会が立ち入り検査に入りました。別添の入札経過調書及び入札状況一覧からも談合の形跡は明らかです。

東京都の財政はひっ迫しているそうですが、外形標準課税やホテル税などを新しく設けるなどする前に、交通信号機にかかる年間20～25億円もの税金が上記のような丸投げや談合のもとにあり続けているという不正な状態を正し、これにより無駄な支出を抑制することが先決ではないでしょうか。不正な支出のために新たな税金を設けるなら、それはおかしい話です。加えて、交通の安全・円滑を図るための信号機が、そうした利権の手段に堕しては、交通の安全・円滑はどうなってしまうのかという、大きな不安もあります。

そこで請求人は、交通信号機の保守業務及び信号機の設置等の工事にかかる、上記の違法・不当な公金の支出の事実を調査し、丸投げや談合があったと認められたときは、関与した者らに対し東京都に与えた損害を賠償させる等、必要な措置を講ずるよう、請求します。なお、本請求にかかる公金の支出は1年以上前のものも含まれますが、2001年10月1日まで警察は情報公開条例の対象外となっており、請求者は別添の雑誌記事によってしか知るすべはありませんでした。

地方自治法第二四二条第一項の規定により、事実を証明するために、別紙一（雑誌「Friday」の記事の写し）および別紙二（新聞記事をパソコン通信からプリントアウトしたもの）及び入札経過調書と入札状況一覧を添え、必要な措置を請求します。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

- ア 雑誌「FRIDAY」平成14年3月1日号及び3月8日号の記事の写し
- イ 平成14年3月3日付け朝日新聞朝刊他新聞記事（パソコン通信で取得したもの）の写し
- ウ 交通信号機更新（車両感知器）工事入札経過調書（平成12年10月11日入札）の写し
- エ 請求人作成の入札状況一覧（平成12年4月28日～13年10月19日に入札を行ったもの）
- オ 交通信号制御施設等保守業務委託年間契約入札経過調書（平成12年3月14日及び13年3月23日入札）の写し
- カ 請求人作成の「陳述」
- キ 交通信号機移設工事等の入札経過調書の写し（平成12年4月28日～平成13年10月19日入札）
- ク 平成13年10月6日付け、しんぶん赤旗記事（日本共産党のホームページから取得したもの）の写し
- ケ 平成14年1月18日、田中康夫長野県知事記者会見（長野県のホームページから取得したもの）の写し
- コ 平成10年9月3日付け中日新聞外新聞記事の写し
- サ 平成10年4月13日付け外共同通信配信記事の写し
- シ 「実録警察の会社潰し」（草輝出版）
- ス 「警視庁裏ガネ担当」（講談社）
- セ 請求人作成の「陳述(2)」
- ソ 平成12年度交通信号制御施設等保守業務委託年間契約委託契約書の一部の写し（4件分）
- タ 平成14年4月20日付け、朝日新聞記事の写し